

- (1) 道路占有者は、占有物件について道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な維持管理をしなければならないこと。（法第39条の8、規則第4条の5の5第一号関係）
- (2) 道路占有者は、道路管理者が占有物件について規則第4条の5の5第一号に基づき道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な維持管理をしていないと認めるときは、道路管理者からその是正のため損傷箇所の修繕のほか、類似事象の未然防止のため、当該損傷箇所と類似の条件（占有物件の構造、占有開始後経過年数及び耐用年数、占有場所等）下にある占有物件の点検等の実施及びその結果の報告等を命ぜられることがあること。（法第39条の9、規則第4条の5の5第一号関係）
- (3) 道路占有者は、占有物件の占有の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするときは、当該占有物件の安全性を確認した旨を報告しなければならないこと。なお、占有許可を受けた道路の占有の期間が5年を超える電柱、電線（これら物件と一体となって機能する占有物件を含む。）及び水管、下水道管その他これらに類するもの（これら物件と一体となって機能する占有物件を含む。）並びに跨道橋にあっては、当該許可を受けた日から起算して5年を経過したときも同様に報告しなければならないこと。（法第39条の8、規則第4条の5の5第二号イ、ロ関係）
- (4) 道路占有者は、電柱、電線（これら物件と一体となって機能する占有物件を含む。）及び水管、下水道管その他これらに類するもの（これら物件と一体となって機能する占有物件を含む。）を占有する場合にあっては、点検の実施に係る計画、その実施状況及び結果その他の当該占有物件の維持管理の状況に関する事項のうち、道路管理者（協議会等が組織されている場合にあっては、当該協議会等。以下この（4）において同じ。）が必要と認めるものについて、占有物件の規模若しくは種類その他の事項又は道路の構造若しくは交通の状況その他の事情を勘案して道路管理者が定める期間に1回の頻度で道路管理者へ報告しなければならないこと。（法第39条の8、規則第4条の5の5第三号関係）
- (5) 占有許可条件等の義務を適切に履行していることを把握するため、道路占有者は道路管理者から占有物件の維持管理の状況等について報告を求められることがあること。また、道路管理者が道路占有者の事務所等に立ち入り、書類等の検査を行うことがあること。なお、当該報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、若しくは妨げたときには30万円以下の罰金に処さ

れること。（法第72 条の2 第1 項、法第106 条第八号関係）

- （6） 道路占用者が道路法の規定に違反した場合には、占用許可の取消などがあるほか、6 月以下の拘禁刑又は30 万円以下の罰金等に処されること。（法第71 条第1 項第一号、第二号、法第103 条第二号、第104 条第七号関係）